

平成28年度 第7回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

## 平成28年度第7回農業委員会総会日程表

- 日 時 平成28年10月 5日(水) 午後 1時30分～
- 場 所 JAうま総合経済センター2階 会議室
- 招集者 四国中央市農業委員会会長 鈴木 和夫
- 議 事
- 日程第1 会議録署名委員の指名
  - 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 日程第3 議案第1号 農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格の認定について
  - 日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - 日程第5 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について
  - 日程第7 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - 日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
  - 日程第9 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について
  - 日程第10 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

### 出席委員(32名)

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 高橋 幸正 | 2番 | 藤田 紘正 |
| 3番 | 石川 有利 | 4番 | 星川 安徳 |

5番 長野 祥  
10番 石川 雅弘  
12番 山川 不器雄  
15番 石川 武将  
18番 三宅 繁博  
20番 武村 美枝子  
22番 三好 忠行  
24番 高橋 博  
26番 深川 厚  
28番 高橋 恒男  
30番 辻 政春  
32番 渡邊 嘉富  
34番 河村 薫  
36番 高橋 祥志

6番 石川 邦彦  
11番 高橋 裕  
14番 篠原 義尚  
17番 鈴木 登雄  
19番 武村 喜太郎  
21番 篠永 貴  
23番 妻鳥 和美  
25番 高橋 寅夫  
27番 鈴木 博美  
29番 阿部 恒一  
31番 安部 忠男  
33番 坂上 大恭  
35番 齋藤 伊勢子  
37番 鈴木 和夫

欠席委員 (3名)

7番 合田 慎太郎  
13番 賀田 康臣

9番 篠原 一志

出席した職員

事務局長 曾我部 和司  
次長 近藤 久幸  
係長 岩崎 浩樹

次長 大西 唯文  
係長 岡田 昇

局 長       ご起立願います。

局 長       礼、ご着席ください。

局 長       それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長       祭り前、稲刈りと忙しい予定があろうかと思いますが、総会に出席いただきましてありがとうございます。一番心配しておりました台風18号ですが、今のところ、本市における警報・注意報については、注意報止まりと予想されております。昼前後を中心に雨風が強まる見込みです。本市に一番接近する時間帯は、もう終わったかと思いましたが、夕方の4時から5時頃とされております。3時半頃が雨風の影響が出る時間帯でないかということで局長からこれ資料をいただきました。心配しておりました台風も被害が出ずに通過してくれると思っております。また先日は農業委員会の研修で大変お世話になりました。福岡の古野農場、人吉市にお世話になり、どちらも丁寧な接待をいただきまして、良い研修ができました。古野さんについては皆さんもご存知の方が多いと思いますが、完全無農薬の農業経営をやっている。人吉市は食育の関係、耕作放棄地についての意見交換ができて、大変有意義な時間が過ごせました。いかせる所を参考にしていきたいと思います。それから今日の総会からは、採決につきましては、挙手じゃなくて拍手でお願いしたいと思っております。それと合わせまして、それぞれ事務局から議案の提案をしておりますが、できるだけその中で地元の委員さんの意見、異議なしも結構なのですが、こういう状態のところでは止むを得まいとか、そういう皆さんが見られた意見をひとつでも出していただいたらと思いますし、そういうふうな進め方でやってみたいと思っておりますので、お願いをしたいと思います。そういうことで総会を始めますので、よろしく願いいたします。

議 長       只今の出席委員数は、32名であります。

議 長       したがって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の



規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第7回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。会議を開く前に、取下げについての説明がありますので、事務局から説明させます。

大西次長 今回の議案書は9月28日に送付しましたが、その日に取下げがありました。6ページの議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号11番、理由としては土木工事に詳しい身内から、申請地の地盤高による造成費用の件及び身内所有の良い土地があるという事等から、強くこの地を反対されて、本申請を断念せざるを得なくなったということです。同じ理由でこれと抱き合わせて8ページの議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての受付番号122番、この2件、取下げがありましたので、受付番号は取りましたがこの総会では審議しないということであります。

議 長 そういうことでよろしく申し上げます。

議 長 これより会議を開きます。議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、  
7番 合田 慎太郎委員、9番 篠原 一志委員、  
13番 賀田 康臣委員  
より欠席届けがありましたので、ご報告いたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、  
27番 鈴木 博美委員、28番 高橋 恒男委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による

通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。岡田 昇君

岡田係長 (受付番号 22 番～26 番を議案書により報告)

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第 3、議案第 1 号、農地法第 2 条第 3 項の規定による農地所有適格法人の資格の認定についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君

大西次長 (議案書により説明)

議 長 ただ今説明がありましたが、長年こういった形態で対応ができないのかといった声もあった中での申請であります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 何か質疑はありませんか。

渡邊委員 これは農協の関連子会社というわけではないんだろ。農協が出資した独立の会社なのか。

大西次長 独立の会社であります。農協が 500 株中、497 株出資しておりますので、農協の発言権が強いと思われませんが、株式会社として定款にうたわれております。

安部委員 戸田君と川上君は出向でなくて行っている。

大西次長 戸田さんと川上さんは農協から派遣という形で株式会社 J A フォームに行っている。役員 3 名のほかに委託の方が 3 名いると聞いております。

篠原委員 川滝の方は作り手を捜している。市内の西部だけでなく、市内

一円をやってほしい。

局長 今お伺いしているところでは土居、豊岡、寒川あたりまでで、事業を展開していったその後の展開については、それを見ながらやっていくということなので、市の東部地区については今のところ考えていないという状況であると聞いております。話し合いのなかで出た場合はその旨をお伝えしたいと思っております。

議長 ほかにございませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の資格の認定に対する意見について、原案のとおり認定することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり認定することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長 (受付番号44番～48番を議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号44番 質疑ありませんか。

委員 44番異議ありません。



議 長 45番

委 員 45番異議ありません。

議 長 46番

鈴木登雄委員 引き続きやっていただけると思いますので異議ありません。

議 長 47番

高橋博委員 譲渡人の石川マサ子さんは譲受人のおばさんにあたります。農地の場所が家から離れており、耕作が困難になるところでしたので異議ありません。

議 長 48番

齋藤委員 この土地は現在、柑橘があり、作られないより贈与して作っていただく方が農地としては良いと思いますので、異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

渡邊委員 この3条の無償移転については、これからも多く出てくると思うが、責任持って作りますかと言われたら、作れないということで3条のこういう形で出てくる。子供に農地を贈与されても困るという時代になってきたら、農地として荒らさないことを条件にしたら、頭をかかえる問題が今後いくらでも出てくると思うので、この間研修に行ったところの農業委員会のことも考えていかないと今こういう形で出だしたということは、これもひとつの方法だということを感じた人も多いと思う。農業委員さんの判断だけでは難しいことも出てくるのではないのかと思う。

議 長 農業委員会の申請について、自分で申請するのならお互いに確認できるのですが、大半の人が代書屋さんに頼んで何もかも済ましてしまうと推測されます。地元の中で相談があったらお話できる範囲の中で指導していただいたらと思いますし、今まで事務局が説明した後で皆さんにおはかりしておるんですが、「異議なし」



の中で済ませない場合も中にはあると思いますし、ありますし、一番内容を知っているのは地元の委員さんでありますので、それについてこういうこともあった気もする等、正直な意見を出していただいて総会で議論していただいたらということで局長の方からも総会について方法を考えないかんということで、提案があつてこういう形にさせてもらったのですが、遠慮ない意見を地元の委員さんという立場で見た目を報告していただいたらと思います。事務局は書面の審査ですので、内容については書面で書いている以外わかりません。だから現場の声をできるだけ出していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よつて、議案第2号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 案 日程第5、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 (受付番号15番を議案書により報告)

議 長 議案の説明が終わりました。委員さんの方で補足説明がありましたらお願いします。

委 員 ありません。

議 長 これより、質疑にはいりません。

議 長 受付番号15番 質疑ありませんか。

委 員 15番異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 なし。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第6、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 (受付番号12番～13番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいりません。

議 長 受付番号12番 質疑ありませんか。

坂上委員 12番、13番同じですが、これについては止むを得ないので異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 なし。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、変更相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第7、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 (受付番号119番～121番、123番～134番議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。各委員さんの方で何かありましたら補足をお願いします。

議長 受付番号119番。

高橋幸正委員 耕作放棄地になっていたところでしたので、利用価値があつて良いと思います。

議長 120番

石川有利委員 現況を確認するとすでに駐車場となっており、事務局の説明では始末書が出ているとのことでしたので異議なしといたしま

す。

議 長 1 2 1 番

委 員 1 2 1 番異議ありません。

議 長 1 2 3 番

三宅委員 耕作放棄地になっておりまして、異議ございません。

議 長 1 2 4 番

武村喜太郎委員 1 2 4 番、1 2 5 番につきましては、事業用駐車場と個人住宅への転用で異議ありません。

議 長 1 2 6 番

武村美枝子委員 1 2 6 番については、大井貞文さんの農地が相続税の納税猶予の土地でしたが、税金がかかったら払うということなので異議ありません。1 2 7 番、1 2 8 番も異議ありません。

議 長 1 2 9 番

深川委員 現在資材置場になっている隣接地ですが、これを拡大するというのは、以前西側に塀で囲っていたが、現在囲っていないので、塀で囲ってくださいということを意見につけてほしい。全然囲っていないのではないが、空いているところがあるので、ほこりの問題も出てきたら困るので。

局 長 意見として書き足すことにいたします。

深川委員 1 3 0 番、1 3 1 番については問題ないと思いますので、異議ありません。

議 長 1 3 2 番



鈴木博美委員 基本的に異議ありません。太陽光発電ということで隣接地の人が農薬や石灰を散布した場合に太陽光発電の設備に降りかかったらどうしてくれるんだということでしたが、故意にしないかぎり文句は言わないということで誓約書をもらって話を進めております。

議 長 1 3 3 番

委 員 1 3 3 番異議ありません。

議 長 1 3 4 番

高橋祥志委員 1 3 4 番異議ありません。このままほうっておいたら、周りが竹やぶになりそうなので。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

渡邊委員 今の1 2 9 番のフェンスの問題というのは、農業委員会で指導しても法的根拠はないのでしょうか。

局 長 ないです。

渡邊委員 それなのよな問題は。フェンスをしなければ許可しないということ添えて、地域の方がそういう要望があった時に、文書の中には添えて許可出しました、できませんといった時に、地元農業委員には言っていたのにできないということがおきるので事務局は指導ときますという形だけで、地元の農業委員が困ることがおきるので。その方法を今までの事例であるのだったら、教えてもらってないと許可する方も困るし、地元の人から言われて農業委員会で話を出した人もある一定の責任、責任というか、結果に応じたら立場が逆転することもおきるので。

議 長 許可権者は県知事なんです。この中で出された意見が拘束力があるのかというと、進達して意見は意見として添付して県に送って、知事はそういうことを条件に許可するとしていただけるのなら拘束力はあるのですが、実際のところどうこうする返答をしな

いのです。

局 長 129番の今、資材置場にしているところの東隣で少し下がった所、の端が100メートルよう壁しているのですが水路です。この件については土地改良区の意見書がついているのですが、地元の土地改良区で協議をしていただいて、意見書を出す際に網をかけるという方向性を考えていく必要があると思います。土地改良区については、水利について支障がある場合に意見書が出せないということになるので、今回の場合も水路に影響があるとかいうことについて意見を土地改良区に要請をしていくように対応していくということを考えております。

議 長 これリサイクル業なんですが、扱っているものというのは。

局 長 この龍翔産業(株)については届け出されている業者ですので、リサイクル全般だと思います。

議 長 渡邊委員の意見は明確な返答はできませんが、その辺は勉強していかなければならないと思っております。

渡邊委員 先ほどの太陽光発電のように誓約書を入れた中の申請書が出てきて、隣の人はこのようにやらないかと言って誓約書のような残るものがあればいいが、こういうことで意見が出ました。必ずこのようにしてください。はいはい、わかりました。できました。さようならになるので、どこかで歯止めをかける方法を考えておかないと、現場を見に行ったら地元の委員さんも地元の意見を聞いておいてこの総会で問題ありませんと言いくいのではないか。

議 長 今、局長の方から説明したように地元の改良区のきちっとした中でいろんな条件を付けてもらったと思います。将来的に大事なことですので、慎重に考えていきたいと思っております。

議 長 それでは、ほかに全体でご質疑はございませんか。

委 員 なし。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第5号は許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第8、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長 （受付番号142番を議案書により説明）

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、受付番号143番～151番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号142番、質疑はありませんか。

辻委員 JAファームもどこでも借りてやってくれるのかというと水の関係もあるので、どこでもということではないらしい。

三宅委員 中間管理機構を使った農地の利用権貸借については、ここには出てこないのか。

局 長 中間管理機構を経由して利用権をやり取りする場合は農業委員会の議決なしでできることになっています。

三宅委員 農業振興課に聞けばわかるのか。

局長 今年度については農業振興課ですが、来年度からどこで管轄するか、まだ協議していませんが、概ね農業委員会で整理するようになると思っています。

局長 中間管理機構の大きな目的として農地の集約があり、1筆だけやり取りするというのは中間管理機構の業務からはずれているということで、一定の区域の中でまとまりのある農地を借りて、ばらばらな農地を一部集約して1人、2人に貸すといった集約事業が目的なので、全筆を1筆1筆出すということについては、この自分の農地を誰に貸すというのは、うまく整理ができないと思うんです。あくまで農地として貸し出すということなので、農業委員会の総会の議決はいらないということになっているのだと思います。

三宅委員 農地を見回りしないといけないというのなら、中間管理機構からの報告は必要なのではないか。

局長 今回の法改正の中で、農地の集約や農地中間管理機構に関することというのは農業委員会の専任事務に移管されますので、来年度から事務局の中で整理する部分が多くなりますので、それについては総会の中で報告することができると思います。

議長 きちっと農地パトロールをして農地の利用調整を図るなかで、確認した上での土地の集積だと思imasので。全く関係のないことではなく、農業委員会と関係ありますので。

議長 受付番号143番～151番の再設定について、質疑はありますか。

委員 なし。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。



委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第6号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第9、諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君

大西次長 （受付番号12番～18番を議案書により説明）

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号12番、質疑はありませんか。

委 員 12番異議ありません。

議 長 13番

石川有利委員 13番、14番について雑草が生い茂って何もわからない状況ですが、廃止しても異議ありません。

議 長 15番

委 員 異議ありません。

議 長 16番

委 員 異議ありません。

議 長 17番

委員 異議ありません。

議長 18番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第10、諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 （受付番号6番～7番を議案書により説明）

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いいたします。

議長 受付番号6番、質疑はありませんか。

三好委員 質問をしたいが農用地区域からの除外で5筆出てきているが、図面をみるとこれ以外にも近辺に農用地があると思うがどうなっているのか。全体が農用地なのか。

近藤次長 今、図面を持ってきていないが、農用地と非農用地の併用の地域です。

三好委員 今回申請のない所は農用地のままなのか。

大西次長 今回、転用目的で農業振興地域の農用地の網をはずさないといけないということで出てきております。この5筆の周囲で建設予定地に含まれる農地については農用地ではありません。

議 長 よろしいですか、それでは受付番号7番。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はございませんか。

委 員 なし。

議 長 格別ないようですので、これより採決をしたいと思えます。  
諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員。

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件はすべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。  
また、これをもちまして、第7回四国中央市農業委員会総会を閉  
会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間（14：30）



上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 鈴木和夫

委 員 鈴木博美

委 員 高橋恒男